

## 「令和8年度実証実験支援事業業務委託」契約結果

令和8年度実証実験支援事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で  
受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 令和8年度実証実験支援事業業務委託契約
- 2 委託内容 1 伴走支援業務  
・テック系スタートアップ実証実験等支援業務  
・戦略的な実証実験支援業務  
2 企画・広報・その他
- 3 契約の相手方 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 4 契約金額 22,998,332円
- 5 契約日 令和8年4月1日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	558	1

### 7 評価基準・評価委員会開催経過等

<p>(1) 評価基準 別紙のとおり</p> <p>(2) 評価委員会の開催経過</p> <p>ア 日時 令和8年3月6日(金)10:00~11:15</p> <p>イ 開催場所 市庁舎31階N3会議室(横浜市中区本町6-50-10)</p> <p>ウ 出席状況 出席数5人/委員数5人(充足率100%)</p> <p>エ 主な発言内容</p> <p>【提案者について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業に対する理解度が高く、実施体制も十分であるため、提案内容の実現性も高いと期待できる</li><li>・提案内容の「令和9年度に向けた企画」と「広報」について、新規性にはやや欠けるが、具体的で明確な内容となっている</li><li>・令和9年度の募集テーマ案のひとつであるサーキュラーエコノミー分野では、食品等の一般的な分野を中心に検討しているが、市が検討を進めている建築分野を含め、他の領域の理解も深めていくことで、今後はより広い視野での提案につながることを期待する</li></ul>
--

- 8 問い合わせ先 経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課 安藤、今井  
電話:045-671-2748

評価項目	評点	倍率	配点	評価	コメント
1 業務目的・内容の理解度	-	-	10		
業務目的の理解度	10	1	10		
2 具体的な業務内容に関する提案	-	-	100		
受付・相談～事前相談に関する業務	10	2	20		
審査～伴走支援に関する業務	10	2	20		
令和9年度に向けた企画	10	1	10		
広報	10	1	10		
提案内容の実現性	10	2	20		
実証実験の効果を高める付加価値提案	10	2	20		
3 能力・実施体制・経験に関する評価	-	-	40		
実施体制(従事スタッフの構成・人数等)	10	2	20		
類似業務の受託実績	10	1	10		
スケジュール	10	1	10		
小計	-	-	150		

評価項目(加算項目)	評点	倍率	配点	評価の着目点
企業としての取組に関する視点	-	-	8	
①ワークライフバランスに関する取組	1	1	1	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	1	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算)
	1	1	1	次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている
	1	1	1	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている
②障害者雇用に関する取組	1	1	1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している(従業員40.0人以上)、又は、障害者を1人以上雇用している(従業員40.0人未満)
③健康経営に関する取組	1	1	1	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のクラスAAA若しくはクラスAAの認証
④地域貢献活動に関する取組	1	1	1	公益財団法人横浜企業経営支援財団横浜型地域貢献企業支援事業実施要綱に基づき、横浜型地域貢献企業の認定を取得している。
⑤脱炭素化に関する取組	1	1	1	脱炭素取組宣言制度実施要綱に基づき、脱炭素取組宣言を行っている(支店、営業所、事務所等の宣言を含む)。
市内の中小企業であること	1	5	5	市内の中小企業として一般競争入札有資格者名簿で登録が確認できた企業
小計	-	-	13	
合計	-	-	163	

評価方法

各評価項目は原則として、5段階評価で行うことを標準とする。評価は各項目10点満点とし、10点:優れている、8点:やや優れている、6点:普通、4点:やや劣る、2点:劣る、とする。ただし、加算項目である「企業としての取組」については各項目を1つ満たすごとに1点加算することとし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。

市内の中小企業であることでの加点は原則5点とし、全評価項目の合計点の概ね10%以内とする。